



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

650	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	1
651	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	1
652	小田井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	2
653	貴志川土地改良区の役員の就退任	(").....	3
654	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
655	"	(").....	4
656	道路の供用開始	(").....	4
657	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	5
--	---------------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
御柔新 9-03	酒本千寛	さけもと整骨院（柔道整復） 御坊市湯川町財部641-5	令和 4. 2. 28

和歌山県告示第651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源小雑賀店

和歌山県和歌山市小雑賀二丁目431番

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社松源 代表取締役 桑原太郎

和歌山県和歌山市田屋138番地

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年12月14日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,450㎡

- 6 駐車場の収容台数

92台

- 7 駐輪場の収容台数

50台

- 8 荷さばき施設の面積

59.0㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

12.0㎡

- 10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後9時15分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所（敷地北側1か所、敷地西側1か所）

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

令和4年4月13日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年5月20日から令和4年9月20日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小田井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（令和4年4月21日退任）

職名 氏 名 住 所
理事 宮本良一 紀の川市上野227番地2

和歌山県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、貴志川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和4年5月9日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	中面哲雄	紀の川市貴志川町神戸553番地
理事	前田正博	紀の川市貴志川町前田520番地
理事	南栄成	紀の川市貴志川町神戸732番地1
理事	小面敏己	紀の川市貴志川町井ノ口230番地
理事	岸本寛	紀の川市貴志川町北657番地
理事	松本哲茂	紀の川市貴志川町北1312番地
理事	團栗将人	紀の川市貴志川町丸栖399番地
理事	谷口遼	紀の川市貴志川町丸栖1624番地
理事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
理事	野口道孝	紀の川市桃山町調月1223番地2
理事	吉田光男	紀の川市桃山町調月1263番地
理事	池田秀章	紀の川市桃山町調月1941番地1
監事	田村登志樹	紀の川市貴志川町前田705番地2
監事	山田真司	紀の川市貴志川町北783番地
監事	南的幸	紀の川市貴志川町丸栖1623番地
監事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地

2 就任した役員（令和4年5月10日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	中面哲雄	紀の川市貴志川町神戸553番地
理事	田村登志樹	紀の川市貴志川町前田705番地2
理事	前田新三	紀の川市貴志川町前田740番地
理事	小面敏己	紀の川市貴志川町井ノ口230番地
理事	岸本寛	紀の川市貴志川町北657番地
理事	山田真司	紀の川市貴志川町北783番地
理事	團栗将人	紀の川市貴志川町丸栖399番地
理事	南的幸	紀の川市貴志川町丸栖1623番地
理事	山本崇吉	紀の川市貴志川町丸栖568番地
理事	山下廣晃	紀の川市桃山町調月1875番地
理事	藪内敏文	紀の川市桃山町調月1288番地
理事	加山豊彦	紀の川市桃山町調月1126番地
監事	中西義男	紀の川市貴志川町神戸491番地
監事	岡野和弘	紀の川市貴志川町北18番地
監事	南惣一	紀の川市貴志川町丸栖871番地1
監事	稲垣幸治	紀の川市桃山町調月2205番地

和歌山県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町三尾川字中村 1746番9地先から同町三尾川字 中村1746番1地先まで	旧	4.63 ） 7.32	84.14	
同上	新	5.71 ） 14.29	84.14	

和歌山県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 引尾下津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市下津町大窪字尾ノ上1016 番1地先から同市下津町大窪字 尾ノ上1013番1地先まで	旧	3.73 ） 7.01	61.26	
同上	新	7.40 ） 10.00	60.43	

和歌山県告示第656号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 引尾下津線

供用開始の区間 海南市下津町大窪字尾ノ上1016番1地先から同市下津町大窪字尾ノ上1013番1地先まで

供用開始の期日 令和4年5月20日

和歌山県告示第657号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3591	新宮市佐野字井関後1450番1の一部、1450番2の一部、1450番9、1455番の一部、1455番5の一部	新宮市三輪崎1156番地の59 有限会社紀南建設 代表取締役 垣内恒子	令和 4. 4. 27	6. 00	30. 49

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

美浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年5月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
御坊都市計画道路（3・4・2号吉原道之瀬線）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課